

意見募集において寄せられたご意見等に対する環境省の考え方

意見等	環境省の考え方
I. 特定排出者関係	
1. 特定荷主は算定・報告の対象から除外するべきである。	荷主も、自らの事業活動の一環として荷物が輸送される過程において、エネルギー使用量の削減に取り組むことができることから、エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「省エネ法」といいます。)の対象とされています。地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」といいます。)においても、この整理に倣い、省エネ法上の特定荷主を、温室効果ガス排出量の報告義務者とするにとしました。
2. 特定排出者の認定を行う者を明らかにするべきである。	温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度(以下「算定・報告・公表制度」といいます。)は、報告する排出者に対して指示・命令等の規制を行うためのものではなく、自主的な取組の下支えとしての性格を有する制度であることを踏まえ、特定排出者を認定する仕組みは設けず、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(以下「施行令」といいます。)において特定排出者たる要件を定め、これを満たす者を特定排出者とするにとしました。
3. 従業員規模による裾切りはやめるべき。	算定・報告・公表制度は、一定量以上の温室効果ガスを排出する者について算定・報告を義務付ける我が国で最初の制度であり、排出量の算定自体、初めて行う事業者が少なくありません。このような状況の中で、排出量の算定に欠かせない温室効果ガスの排出をもたらす活動の量の継続的な把握は、特に零細な事業者にとっては大きな負担となるものであることに配慮し、エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量を報告する者については、従業員規模の要件を設けたものです。
4. 排出量による裾切りは、自治体については裾切り水準を引き下げるべきである。	算定・報告・公表制度においては、温室効果ガスを多量に排出する者という立場において官民同じであることから、特定排出者に該当する要件に差を設けていません。なお、政府及び地方公共団体においては、本制度に基づく排出量の算定・報告のみでなく、法において実行計画を策定し温室効果ガスの排出量の算定・公表、そしてその削減に関する措置を実施することとされており、この実行計画の義務に関しては裾切りはありません。
5. 微少排出源については、裾切り水準を設けて算定・報告の対象から除外するべきである。	今回導入する算定・報告・公表制度のねらいは、温室効果ガスの排出実態の顕在化を図り、排出者の自主的な取組を促すことにあります。 エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの算定対象となる事業活動については、気候変動枠組条約の京都議定書附属書Aに掲げられた活動の区分を基本として設定しています。これは、排出量の多寡に関わらず、温室効果ガスを排出する活動として排出量を算定し、公表することで、事業者・国民を通じた温室効果ガスの排出削減意識が高まるものと考えているためです。
2. 温室効果ガス算定排出量の算定・報告	
(1) 算定期間	
1. 代替フロン等3ガスの排出量の算定期間も年度にするべきである。	ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄の排出量の算定期間については、これらに関する既存の統計の多くが暦年を用いていること等を踏まえ、暦年とすることとしたものです。
2. 代替フロン等3ガスの排出量の算定期間を年度・暦年のいずれにするかは事業者の判断に委ねるべきである。	なお、算定期間を年度又は暦年のいずれかにするかを事業者の判断に委ねることは、算定期間の恣意的な変更により年間の排出量の変動することにつながるため、適当ではないと考えます。

(2) 算定方法・排出係数(別表)

1.各排出係数の算定根拠を開示するべきである。	排出係数の多くは、地球環境局長が委嘱した専門家から成る検討会である「温室効果ガス排出量算定方法検討会」における議論・了承の上、お示したものです。今回見直した排出係数の算定の個別の考え方に係る情報は、非常に膨大なものであるため、同検討会における資料として環境省のホームページ上で公表しています。また、今回見直していない排出係数については、温室効果ガス排出量の計算方法をまとめた「温室効果ガス排出量算定に関する検討結果」(環境省ホームページに掲載)にも記述しておりますので、ご覧ください。
2.各排出係数のデフォルト値を適宜見直すべきである。	温室効果ガスの排出量の算定及び公表による排出実態の顕在化を通じて、特定排出者の自主的な取組を促すという算定・報告・公表制度のねらいを踏まえれば、算定・報告に当たって用いる各排出係数については、排出の実態に即したものである必要があります。しかし、その一方で、特定排出者による取組・対策の適切な評価という観点からは、係数の値を余りに頻繁に変えることは適切ではないとも考えられます。
3.電気の使用に関する排出係数は頻繁に改めることのないようにするべきである。	環境省としては、排出実態の把握可能性や取組・対策の評価の適切性、さらには制度の安定性の確保等の観点から、係数の見直しを行うべき時期を総合的に判断していくこととしています。
4.電気の使用に関する排出係数について、一般電気事業者とその他の間で発電端か需要端かを統一するべきである。	法においては、他人から供給された電気の使用についても「温室効果ガスの排出」と定義し、電気の需要家による間接排出を温室効果ガスの排出と捉えています。このため、排出係数の算出に当たっては、送電ロス分の排出量も含めて、排出量を算定できるよう、販売電力量を基に受電端の排出係数が算出され、排出側ではこれを用いて排出量を計算すべきところですが、統計上の制約から、国全体の販売電力量を把握することができないため、今回の排出係数では、発電電力量を基に排出係数を算出しました。
5.電気の使用に関する排出係数について、一般電気事業者の係数が大きくなり、その他が小さくなっている理由を示すべきである。	ご意見募集の際に原案としてお示していた2区分の係数のうち、一般電気事業者に係る排出係数が従前の政令で定めていた数値に比べ大きくなったのは、原子力発電所の不祥事等による稼働率の低下等が主な原因です。 一方、この当初の原案においてその他の電気を供給する者に係る排出係数が小さくなったのは、事業者の発電効率向上の取組等が進展したことが要因であると考えています。 なお、電気の使用に係る排出係数の詳細については、「電気の使用に係る二酸化炭素の排出係数の見直しについて」をご覧ください。
6.電気の使用に関する排出係数は統一するべきである。	今回導入する算定・報告・公表制度のねらいは、温室効果ガスの排出量の算定及び排出実態の顕在化を通じて、排出者の自主的な取組を促すことにあります。従って、電気の使用に伴う排出量の報告についても、可能な限り排出の実態に即した算定が行われるようにするとともに、温暖化対策を行った電気事業者の努力が反映されるシステムとすることが必要であると考えています。
7.一般電気事業者とPPSの排出係数を統一するべきである。	このため、環境省としては、個々の電気を供給する者ごとの排出係数が現行以上に積極的に算定に用いられることとなるよう図る方向で再検討を行い、
8.電力自由化の競争環境が失われる懸念があるので、PPSの排出係数が高く設定されることは問題である。	① 排出係数が不明な場合などに一般的に用いる排出係数として政省令において定めるものとしては、0.555kg-CO ₂ /kWhとするとともに、
9.電気の使用に関する排出係数の区分は2つでよい。	② 併せて、環境大臣・経済産業大臣が制定する省令に基づき、個別事業者別の係数及びこれを求めるために必要となった情報を収集し、その内容を確認した上で、0.555 kg-CO ₂ /kWhを下回るものについては公表する仕組みを設け、
10.電気の使用に関する排出係数は個々に設定されるべきである。	③ さらに、電気を供給する者から聴取等により排出係数を入手することができる場合には、その値を用いることも可能とすることとしました。
11.PPSの排出係数は実態を反映していない。	

<p>12.一般電気事業者の排出係数は火力発電所で発電された電力量を基に算出された値(火力平均の係数)を用いるべきである。</p>	<p>今回導入する算定・報告・公表制度のねらいは、温室効果ガスの排出量の算定及び公表による排出実態の顕在化を通じて、排出者の自主的な取組を促すことにあります。従って、電気の使用に伴う排出量の報告についても、可能な限り排出の実態に即した数値によるべきであり、電気の排出係数としては、個別の電力供給事業者の実際の電源構成を踏まえた個別のものを採用することが望ましいと考えています。このような係数によれない場合に一般的に使用することができる政令上の係数である0.555 kg-CO₂/kWhは、個別の係数が明らかにされない電力供給事業者の平均的な電源構成を反映するものとして設定しました。</p> <p>なお、電気の使用に係る排出係数の詳細については、「電気の使用に係る二酸化炭素の排出係数の見直しについて」をご覧ください。</p>
<p>13.デフォルト以外の算定方法・排出係数の使用を認めるべきではない。</p>	<p>デフォルトとして省令で定める係数は、我が国における対策の状況等を勘案した、一般的に使用できる数値であることから、これを用いて算定を行った場合に、必ずしも排出者における排出の実態を適切に表したもとならないことが考えられます。</p> <p>このため、デフォルト以外の排出係数・算定方法を用いることを認めるとともに、これを用いた場合には、排出量の報告の際に排出係数・算定方法の内容を説明していただくこととしており、これにより恣意的な算定の防止を図りたいと考えております。</p>
<p>14.デフォルト以外の排出係数・算定方法を用いる場合のルール化が必要である。</p>	<p>デフォルト以外の排出係数・算定方法を用いた場合には、排出量の報告の際に排出係数・算定方法の内容を説明していただくこととしており、これにより恣意的な算定の防止を図りたいと考えております。</p>
<p>15.都市ガスの排出係数は見直しが必要である。</p>	<p>都市ガスの排出係数は、経済産業省資源エネルギー庁長官官房総合政策課がまとめた「総合エネルギー統計」を基に算出したもので、妥当であると考えています。なお、算定過程は、「温室効果ガス排出量算定方法検討会」における資料として環境省のホームページ上で公表しています。また、温室効果ガス排出量の計算方法をまとめた「温室効果ガス排出量算定に関する検討結果」にも記述しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>16.ガス事業者の排出係数は、事業者ごとではなく全国統一のものとするべきである。</p>	<p>都市ガスの発熱量及びその使用に伴う排出係数は、すべてのガス事業者について排出係数を設定することは困難であるため、全事業者の平均値としています。</p>
<p>17.燃料の使用に伴う排出量の算定に用いる発熱量を省エネ法にあわせたと、明示するべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、省令において、省エネ法との整合性を図った上で燃料の発熱量を規定することとします。</p>
<p>18.発熱量の値は、真発熱量を基に算出するほうが妥当である。</p>	<p>国内の燃料使用量等に関する「総合エネルギー統計」においても、総発熱量をベースに量を把握しており、これに倣って、単位発熱量を定めたものです。</p> <p>なお、エネルギー起源二酸化炭素の排出量の報告に関しては、省エネ法の規定による定期報告をもって法の規定による報告とみなすとの規定が置かれていますので、2つの法律間の整合性を確保することが重要であることや、省エネ法においても同様の取扱いとなっていることを踏まえ、このような整理としました。</p>
<p>19.燃料の使用に関する二酸化炭素の排出係数の値は、二酸化炭素の分子量と炭素の原子量の比(44/12)を乗じたものとするべきである。</p>	<p>燃料の使用に伴う二酸化炭素の排出量に係る排出係数については、現行の施行令において、排出量算定方法の国際標準である気候変動に関する政府間パネル(IPCC)作成のガイドラインの定めに従って炭素の量に44/12を乗ずることとしており、今回の算定・報告・公表制度においてもこれに倣うこととしました。</p>

<p>20.コークス・微粉炭の還元剤利用により排出される二酸化炭素は、非エネルギー起源二酸化炭素と整理すべきである。</p>	<p>省エネ法においては、鉄鋼業の高炉で利用されるコークスについては、還元剤たる原料であるとも考えられるものの、燃焼させ、発生させた熱を鉄鉱石の溶解に利用している側面から、還元剤として峻別できる場合を除き、原則的には燃料に該当すると整理されています。従って、省エネ法でエネルギーの使用として報告しているものの使用に伴い発生する二酸化炭素の排出については、エネルギー起源二酸化炭素の排出として、報告の対象となります。なお、気候変動枠組条約事務局に提出している日本全体の排出量目録(インベントリ)においても、これらの二酸化炭素はエネルギー起源二酸化炭素として整理されています。</p>
<p>21.炭酸カルシウム(石灰石)の生産の際合成・再固定される二酸化炭素については、算定・報告の対象から除外すべきである。</p>	<p>本制度においては、政省令に定められた方法以外に適切な方法があれば、これをもって排出量を報告することができることとしており、御指摘のような再固定分については、これを実測等により測定できるのであればこれを控除して排出量を報告していただくことも可能です。</p>
<p>22.セメントクリンカの生産に伴う二酸化炭素の排出係数は、廃棄物由来のものが考慮されていないため見直しが必要である。</p>	<p>省令で定めたセメントの製造に伴う二酸化炭素の排出係数は、IPCCがデフォルトとして定める方法に基づき設定しました。なお、ご指摘の廃棄物の利用を考慮した排出量の算定方法は、今後作成する予定の算定・報告マニュアル等において周知することとしています。</p>
<p>23.セメント焼成炉で廃棄物等を焼却及び原燃料として利用する場合、燃料の使用による排出量と廃棄物由来の排出量とでダブルカウントになる。</p>	<p>セメント焼成炉における燃料の燃焼に伴う温室効果ガスの排出係数は、廃棄物の利用による影響を除いた上で設定していますので、ご指摘のような重複計上は生じません。なお、セメント焼成炉において廃棄物等を利用している場合には、「セメント製造」の区分ではなく「廃棄物の製品の製造の用途への使用」の区分で、排出量を計上していただくこととなります。</p>
<p>24.廃棄物の燃焼に関して算定・報告の対象とすると、廃棄物の利用の抑制につながる。</p>	<p>今回導入する算定・報告・公表制度のねらいは、温室効果ガスの排出実態の顕在化を図り、排出者の自主的な取組を促すことにあります。従って、廃棄物の利用による排出についても、可能な限り排出の実態に即した数値により、報告していただくこととしています。 一方で、燃料代替の廃棄物の焼却や原料としての利用等は非常に重要であると考えており、報告様式を工夫するとともに、公表の仕方についても検討することとしています。</p>
<p>25.廃棄物原燃料利用の区分の名称は、「焼却」ではなく「燃焼」とするべきである。</p>	<p>廃棄物进行处理のために焼却炉において単に燃焼する場合は「焼却」、燃料代替物等として利用し、燃焼する場合には「使用」という区分とすることとしています。</p>
<p>26.メタン・一酸化二窒素の一部の排出活動は、排出量が少ないので、算定・報告の対象から除外すべきである。</p>	<p>今回導入する算定・報告・公表制度のねらいは、温室効果ガスの排出実態の顕在化を図り、排出者の自主的な取組を促すことにあります。 エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの算定対象となる事業活動については、気候変動枠組条約の京都議定書附属書Aに掲げられた活動の区分を基本として設定しています。これは、排出量の多寡に関わらず、温室効果ガスを排出する活動として排出量を算定し、公表することで、事業者・国民を通じた温室効果ガスの排出削減意識が高まるものと考えているためです。</p>
<p>27.廃棄物の分解量の算定方法を示してほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、省令において、埋め立てられた廃棄物ごとに分解量が算定できるよう、算定方法を示すこととします。</p>

28.「工場廃水の処理」に係るメタン又は一酸化二窒素の排出量の算定・報告は、関係法令による規制対象事業所に限定するべきである。	今回導入する算定・報告・公表制度のねらいは、温室効果ガスの排出実態の顕在化を図り、排出者の自主的な取組を促すことにあります。法による算定・報告義務の対象者を、公共用水域の水質等の保全を目的とした水質汚濁防止法の規制対象事業者に限定することは、このような制度のねらいにそぐわないこととなります。従って、工場廃水の処理によりメタン又は一酸化二窒素を排出する事業者は、すべからず法の対象として整理をし、その排出量が一定量以上であれば、報告義務がかかる対象とするものです。
29.微粉炭ボイラーでの石炭の燃焼に関する一酸化二窒素の排出係数は見直しが必要である。	排出係数は、地球環境局長が委嘱した専門家から成る検討会である「温室効果ガス排出量算定方法検討会」における議論・了承の上、お示したもので、環境省としては妥当であると考えています。
30.ハイドロフルオロカーボンに該当する化合物について明確にするべきである。	本制度の対象となるハイドロフルオロカーボンは、施行令第1条に掲げられているものとしており、その旨は政省令において明記しています。
31.代替フロン等3ガス封入機器の維持管理は設置業者が行っており、当該機器の所在地の事業者を対象とするべきでない。	今回導入する算定・報告・公表制度のねらいが温室効果ガスの排出実態の顕在化を図ることにあることや、算定対象となる範囲を明確にすること等の観点から、機械器具等からの排出については、当該機械器具等からの排出が行われる場所を管理する事業者を対象とすることとしています。
32.排出量の算定のバウンダリーを明確化し、各ガイドラインとの整合性を確保するべきである。	算定の範囲については、各ガイドラインとの整合性も踏まえつつ、今後作成する予定の算定報告マニュアル等において明示することとします。
33.排出量の算定のバウンダリーを柔軟にするべきである。	今回導入する算定・報告・公表制度のねらいは、温室効果ガスの排出実態の顕在化を図り、排出者の自主的な取組を促すことにあります。従って、報告される排出量も一定のルールに基づき算定された、より実態に近いものである必要があり、算定の範囲を柔軟にすることは適当ではないと考えています。
34.排出係数の単位が異なり分かりにくい。	排出係数の設定に当たっては、現行の施行令第3条の規定を参考に、事業者の方が通常把握しやすいと考えられる活動量の単位を用いて設定しています。
35.ガスの体積の単位は標準状態に統一するべきである。	ご意見を踏まえ、ガスの体積を標準状態におけるものとするを政省令において明示することとします。
36.算定の対象となる排出活動が不明であるので、明確にするべきである。	算定の対象となる活動については、政省令及び今後作成する予定の算定報告マニュアル等において明示することとします。

(3) エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告

1.他者への電気・熱の供給に伴う排出量についても報告させるべきである。	法においては、他人から供給された電気・熱の使用についても「温室効果ガスの排出」と定義しています。このような間接排出についても温室効果ガスの排出と捉えるのは、電気・熱が経済活動のあらゆる場面で使用されるものであり、多くの事業者にとって、その削減が温室効果ガスの排出量を削減する機会となっているためです。 国民、事業者全般の自主的な取組の促進・気運の醸成という本制度の趣旨を踏まえれば、エネルギー起源二酸化炭素の排出量の報告については、電気・熱の供給者のみが行うこととなる「配分前の排出量」によるのではなく、広く電気・熱の需要家が、間接排出の量を含めた自らの排出量である「配分後の排出量」を算定することを基本としたものです。
2.他者への電気・熱の供給に伴う排出については、他者の排出とするべきである。	しかしながら、電気・熱の供給者がその供給に当たって燃料を適切に選択したり、熱効率を改善したりすることにより、二酸化炭素の排出抑制に努めるべきことは当然であることから、本制度においては、電気・熱の生成に当たって現に多くの二酸化炭素を排出し、排出削減の取組を行うことが強く期待される、主たる事業として電気・熱の供給を営む事業者に限っては、「配分前の排出量」も報告することとしています。

3.コージェネレーションシステムを用いた際に生成する電気と熱へ二酸化炭素をどのように配分・帰属させるのか、その方法について明示すべきである。	ご指摘に関しては、政省令等の公布を受け作成する算定報告マニュアル等において明示することを検討します。
4.エネルギー起源二酸化炭素の報告主体・算定方法を例示すべきである。	エネルギー起源二酸化炭素の報告主体及び算定方法は政省令において明らかにし、さらに具体的な算定例については、今後作成する予定の算定報告マニュアル等において例示することとしています。
(4) 非エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告	
1.廃棄物等の原燃料利用による排出は、算定・報告の対象から除外すべきである。	今回導入する算定・報告・公表制度のねらいは、温室効果ガスの排出実態の顕在化を図り、排出者の自主的な取組を促すことにあります。従って、廃棄物の利用による排出についても、可能な限り排出の実態に即した数値により、報告していただくこととしています。 一方で、燃料代替の廃棄物の焼却や原料としての利用等は非常に重要であると考えており、報告様式を工夫するとともに、公表の仕方についても検討することとしています。
2.廃棄物等の原燃料利用については、温室効果ガスの排出抑制が目的であることを公表の際に明示すべきである。	
3.廃棄物等の原燃料利用に伴う温室効果ガスの排出量に関しては、他の排出量と分けて報告・集計・公表がされるよう、周知すべきである。	
3. 権利利益の保護に係る請求	
1.権利利益の保護の請求手法は、極力簡素化して欲しい。	いただいたご意見は、今後の制度運用に当たっての参考とさせていただきます。
2.権利利益の保護の請求に対する決定に当たっては、請求者の意見を十分に尊重すべきである。	権利利益の保護の請求に対する決定に関しては、事業所管大臣において作成する予定の審査基準に基づき、厳正に審査をすることとしています。
4. 関連情報の提供	
1.電気の使用に伴う排出量の増減に関する算定も、政令で定める排出係数を用いて行うべきである。	今回導入する算定・報告・公表制度のねらいは、温室効果ガスの排出量の算定及び排出実態の顕在化を通じて、排出者の自主的な取組を促すことにあります。法では、排出量自体の報告は義務付けていますが、排出削減対策により削減された排出量の報告は義務付けておらず、そうした削減量の算定方法についても、現在のところ、定める予定はありません。
2.電気の使用に伴う排出量の削減効果の評価のためには、火力平均の係数を定めるべきである。	
3.電気の使用に伴う排出量の削減効果の評価ができるような算定方法を示すべきである。	
4.電気の使用に伴う排出量の削減効果に関する情報には数値を含めるべきではない。記載をさせるなら、すべての電源で発電された電力量を基に算出された値(全電源平均の係数)を用いることとするべきである。	関連情報は、特定排出者の任意により提出されるものです。報告する排出量等に対する理解の増進を目的としたものであり、数量的に表したものであるか否かを問わず、特定排出者の任意により記載することができることとしています。なお、削減された排出量の算定方法については、現在のところ、定める予定はありません。
5.関連情報の提供内容は、事業者の判断に委ねるべきである。	関連情報は、特定排出者の任意により提出されるもので、報告する排出量等に対する理解の増進を目的としたものです。従って、提供できる情報の内容には制限を設けないことを基本としつつも、情報を見る側にも分かりやすいものとするため、情報内容を様式において区分・整理するとともに、今回の制度の趣旨に反するような情報(物品の販売等を目的とした広告等)については公表の対象としないこととしています。

6.記載可能な取組、削減効果の算定方法を示すなど関連情報の提供様式を示すべきである。	関連情報の提供様式については、情報を見る側にとっても分かりやすいものとする必要があるため、省令において定めており、想定される記載内容についても今後作成する予定の算定報告マニュアル等において示すこととしています。一方、削減効果の算定方法については、排出削減の実施及びそれにより削減された排出量の報告が義務ではないため、現在のところ、定める予定はありません。
7.排出量の削減に関する情報の欄は不要である。	関連情報は、特定排出者の任意により提出されるもので、報告する排出量等に対する理解の増進を目的としたものです。この目的のために、多くの特定排出者から提供されることが予想される項目については、あらかじめ欄を設けているものです。 なお、必ずしもすべての欄に記入いただく必要はありません。
8.コージェネレーションシステムの導入・グリーン電力の購入を通じて得られたクレジットを、排出量の算定に当たって考慮すべきである。	今回導入する算定・報告・公表制度のねらいは、温室効果ガスの排出実態の顕在化を図り、排出者の自主的な取組を促すことにあります。従って、コージェネレーションシステムを導入された場合には、導入後の二酸化炭素の排出量を報告していただくこととなります。また、グリーン電力の取り扱いについては、今後作成する予定の算定・報告マニュアルの内容などとして検討していきたいと考えています。
9.排出量の算定の際に用いた算定方法について記載させるべきである。	排出量の算定は、政省令で定める算定方法及び排出係数を用いることを原則としますが、これ以外の算定方法又は排出係数を用いた場合には、排出量の報告書において説明していただくこととしています。
10.グリーン電力証書に関する記載もできるようにするべきである。	報告される排出量等の情報に対する理解の増進に資する情報として、任意にご提供いただける制度としていますが、その取り扱いの詳細については、今後検討していきたいと考えています。
11.関連情報は、報告される排出量の数値と同様に重要なものであり、軽視するべきではない。	いただいたご意見は、今後の制度運用に当たっての参考とさせていただきます。
12.各企業から提供された関連情報についても、分かりやすく提供して欲しい。	いただいたご意見は、今後の制度運用に当たっての参考とさせていただきます。
5. 事業所管大臣における情報の処理	
	なし
6. 環境大臣・経済産業大臣における情報の処理	
	なし
7. その他	
1.資源循環やVOC排出抑制に資する二酸化炭素の排出については、その取扱いに配慮すべきである。	ご意見を踏まえ、燃料代替の廃棄物の焼却や原料としての利用等に伴う排出量については、排出量の報告の際に別欄にて報告する様式とすることとしています。また、他の有害物質等の排出抑制に寄与する温室効果ガスの排出については、その旨を任意の記載情報として提供することができます。

2. 施行後の運用改善をお願いしたい。	いただいたご意見は、今後の制度運用に当たっての参考とさせていただきます。
3. 中小企業の負担に配慮すべきである。	算定・報告・公表制度は、一定量以上の温室効果ガスを排出する者について算定・報告を義務付ける我が国で最初の制度であり、排出量の算定自体、初めて行う事業者が少なくありません。このような状況の中で、排出量の算定に欠かせない温室効果ガスの排出をもたらす活動の量の継続的な把握は、特に零細な事業者にとっては大きな負担となるものであることに配慮し、エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量を報告する者については、従業員規模の要件を設けたものです。
4. 排出量算定の基となった燃料種別使用量のデータも公表すべきである。	算定・報告・公表制度は、公表を通じた温室効果ガスの排出実態の顕在化により、排出者の自主的な取組を促すために排出量の報告を求めるものであることから、燃料の使用量の情報については、関連情報として提供されない限りは、公表することとはしていません。
5. 算定・報告・公表制度は、吸収源や京都メカニズムに関する事業によって得られたクレジットについても対象とするべきである。	ご指摘のクレジットについては、その旨を任意の記載情報として提供することができる制度としています。
6. 国民各界各層の取組(Park & Ride 等)がそれぞれの程度排出削減に効果があるのか、これを機に示すべきである。	今回の制度は、排出量自体を顕在化させることを目的としたものですが、排出削減量についていただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
7. 本制度は事業者の自主的な取組を促す制度であるから、規制的目的に用いることは厳に慎むべきである。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
8. 企業の削減努力・削減効果の公表後の積極的な活用の仕組み作りをお願いしたい。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
9. 特定輸送事業者の報告量と特定荷主の報告量との間のダブルカウントが心配である。	特定輸送事業者及び特定荷主は、ともに温室効果ガスの排出削減に関わることのできる主体であるため、双方から排出量の報告を受ける制度としています。排出量の集計・公表に当たっては、両者の重複計上がないようにこれを行うこととしています。
10. 事業者等が行う温室効果ガスの排出の抑制等に関する活動の促進が図られるよう、政省令の制定をお願いしたい。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

8. 質問

1. 別掲活動以外は算定対象外と理解してよいか。	エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出を伴う事業活動であって、施行令に定めるもの以外の活動については、算定の対象外です。
2. 政令で定める排出係数と異なる実測等に基づく係数が入手可能な場合でも、政令で定める数値を用いて算定してよいか。	ご指摘のような場合に、政省令において定める係数を用いて算定することを妨げるものではありません。
3. 他者から電気及び熱の供給を受けている事業者がデフォルト値を使用して報告を行なった場合、供給元の報告内容と差異が生じるが問題がないかどうか明確にされたい。	法制上はご指摘のような差異が生じる可能性があります。供給側から需要側に適切に情報が提供され、需要側においてもその情報を基に排出量を算定し、報告していただきたいと考えています。
4. 工場・事業場においてエネルギーが一体管理されている子会社等の非エネルギー起源二酸化炭素の排出については、省エネ法がエネルギーの使用量の一括報告を認めているため、省エネ法の整理に倣い、親会社による一括の報告でよいか。	法では、原則として事業所ごとに事業者が排出量を報告する制度としています。従って、一つの事業所における親会社と子会社の事業活動に伴う排出量を区分して把握できるような場合には、それぞれ別々に報告いただくこととし、一方、親会社と子会社の事業活動が一体不可分である等の理由により排出量を区分して把握することが困難な場合には、一括の報告も容認する取扱いとすることを、今後作成する予定の算定報告マニュアルの内容などとして検討していきたいと考えています。
5. 運輸部門からの排出は、事業所ごとの報告はしなくてよいと解釈してよいか。	省エネ法の「特定貨物輸送事業者」、「特定荷主」、「特定旅客輸送事業者」及び「特定航空輸送事業者」については、事業者ごとに報告をしていただければ足り、事業所ごとの報告は必要としません。

6.PPSから電気を買っているが、一般の係数で算定してよいか。	電気の使用に係る排出係数については、係数が分かる場合はそれによって算定していただきますが、そうでない場合は、電気の供給者に関わらず0.555kg-CO ₂ /kWhとすることとしました(詳細については、「電気の使用に係る二酸化炭素の排出係数の見直しについて」をご覧ください。)
7.セメント焼成炉で紙くず又は木くず、繊維くず、動植物性残渣又は家畜の死体、汚泥、下水汚泥を利用した場合には、「焼却施設における廃棄物等の焼却」に該当するのか確認したい。	セメント焼成炉における廃棄物の原燃料利用に伴い温室効果ガスの排出のある廃棄物は、廃油、廃タイヤ及び廃タイヤ以外の廃プラスチックとしておりますので、これら以外の廃棄物の原燃料利用に伴う排出については、算定・報告の対象とはなりません。
8.自動車の走行によるCH ₄ 、N ₂ Oの排出係数はどうなるのか。	自動車の走行によるメタン及び一酸化二窒素の排出については、省エネ法で規制対象とされているエネルギーの使用の合理化と並行して削減されることが担保されると考えられるため、算定・報告・公表制度の対象外と整理しています。
9.その他廃プラとは何か、明確にされたい。廃プラ等を加工して得られた燃料も該当するのか。	政省令において明確にしました。具体的には、焼却施設における廃棄物等の焼却の区分においては、合成繊維、廃タイヤ並びに合成繊維及び廃タイヤ以外の産業廃棄物である廃プラスチック類以外の廃プラスチック類すべてが、また、工業炉等における廃棄物等の原燃料としての利用の区分においては、廃タイヤ及び廃タイヤ以外の産業廃棄物である廃プラスチック類以外の廃プラスチック類すべてが、該当します。なお、廃プラスチック等を加工して得られた燃料は、ごみ固形燃料に該当します。
10.業務用冷凍機で冷媒として使用中のHFCは算定対象外か。	業務用冷凍空調機器の使用中の排出としては、配管等の継ぎ目から徐々に漏洩するもの、事故等により破損部から漏洩するものが考えられますが、自らの関連する活動を通じて排出する温室効果ガスの量を把握するという本制度の趣旨から、これらの排出は算定対象としておりません。
11.工場排水の処理に伴う、メタン・一酸化二窒素の排出量の算定式は、適当なのか。	メタン・一酸化二窒素とも、インベントリの算定方法に倣ったもので、現時点では妥当なものであると考えています。しかし、インベントリの算定方法検討会においても本件に関しては今後の検討が必要であるとされており、排出係数の設定に関し新たな知見が得られた場合には、見直しも含め検討することとしています。